政　令

借地借家法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百八十七号

借地借家法施行令

内閣は、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　借地借家法第三十八条第四項の規定による承諾は、建物の賃貸人が、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建物の賃借人に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建物の賃借人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　建物の賃貸人は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る建物の賃借人から書面等により借地借家法第三十八条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該建物の賃借人から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第三十五条の規定の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百八十八号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表神戸三宮駅周辺・臨海地域の項中「神戸三宮駅周辺・臨海地域」を「神戸都心・臨海地域」に、「市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線」を「市道葺合南四十一号線と一般国道二号線」に、「同市道」を「同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅線」に、「市道鯉川線」を「市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九号線、市道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線」に、「市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線並びに市道葺合南百四十三号線」を「市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線」に、「（神戸港港湾計画において埠頭用地として定められた区域並びに一番（第一突堤基部防波堤の南端線を延長した線以南の区域に限る。）及び四番を除く」を「、波止場町、弁天町（一番に限る。）及び東川崎町一丁目（九番に限る」に改め、同表備考第十号中「及び神戸三宮駅周辺・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十六　神戸都心・臨海地域　令和四年三月十五日

第二条の表神戸三宮駅周辺・臨海地域の項及び同表備考第四号中「神戸三宮駅周辺・臨海地域」を「神戸都心・臨海地域」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

外国為替令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百八十九号

外国為替令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十二条の二第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項第四号、第二項及び第三項中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	第二十条第一号又は第四号
預金契約の締結（預金の受入れ	第二十条の二第一号 暗号資産の管理に関する契約の締結（顧客の暗号資産の管理